

役員報酬規程

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

役員報酬規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第25条の規定により、役員報酬について必要な事項を定めるものである。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、[別表1]により支給する。ただし、職員を兼ねる役員であって職員としての給与が支払われる場合は、役員報酬は支給しない。

2 役員報酬を支給される役員が交代した場合は、[別表1]に規定した役員報酬の額を日割りした額を支給する。この場合、100円未満の端数は、四捨五入する。

(その他)

第3条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月4日から施行する

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、この規程[別表1]に規定する会長の報酬額は、平成29年4月1日以降最初に開催される定時評議員会の終結後から適用する。

[別表1] 役員報酬

役員 の 区 分		人数	役員報酬の額	支給時期等
1	会 長	1	月額10万円	毎 月
2	副会長	2	年額18万円	4月1日を起算とする年4回 (6月, 9月, 12月, 3月の月末)
3	常務理事	1	月額15万円	毎 月